

徳之島チャレンジ人材育成事業運営業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務の名称

徳之島チャレンジ人材育成事業運営業務

(2) 目的

2050 年までに人口が半減することが予想される徳之島は若年層を含め、変化の求められる時代に柔軟に対応できる人材の育成が急務となっている。新規事業創出や既存事業改革を支援することにより挑戦の機運が高まると共に、地域を牽引する次世代のリーダーの育成につながると考え、セミナーの開催や伴走支援、補助金を通し新規事業の創出及び既存事業の改革を支援することで挑戦が生まれる地域づくりを目指すことを目的とするものです。

(3) 業務内容

(2) の事業目的を踏まえ、調査業務における業務内容は別紙「徳之島チャレンジ人材育成事業運営業務仕様書」(以下、「仕様書」という。)に定める内容とする。

(4) 業務期間

契約日から令和 8 年 3 月 10 日(火)まで

(5) 募集方法

公募型プロポーザル方式

2 提案上限額

本業務の規模は 11,489 千円(消費税を含む。)程度の業務量を想定しており、契約金額の上限も同額とする。

3 業務に関する基本的事項

(1) 受託候補者に求める資格

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、受託候補者に対し以下の事項を満たしていることを応募の要件とする。

- ①本業務における主たる業務を実施する能力を有していること。なお、本業務における「主たる業務」とは、本業務の遂行に係る企画立案、運営及び資金管理並びに事務局との連絡調整を指す。

- ②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ③破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条もしくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第 3 条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第 2 条に規定する申立てを含む。）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者かつ申し立てをされていない者（更正計画または再生計画が認可された者を除く。）であること。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑤宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑥徳之島町に指名願いを出している者
- ⑦本業務を円滑に遂行するための経営基盤、必要な経理的基礎、管理能力を有していること。
- ⑧本企画提案においては、単体による参加のほか、複数者によるジョイントベンチャー（以下「JV」という。）方式による参加を認める。ただし、JV 方式による提案を行う場合についても、共同提案者は②～⑤号の要件を満たす者とする。
- ⑨受託候補者については、奄美群島内に営業所を有する事業者とする。JV 方式による参加の場合、主たる業務は、群島内事業者が実施する事。

（2）失格要件

次のいずれかに該当する場合には、その参加者は失格とする。

- ①本プロポーザルに関して、直接・間接を問わず、本町関係者に不正な接触や要求をした場合。
- ②審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。
- ③提出書類が指定する様式（以下「様式」という。）によらない場合。
- ④提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
- ⑤様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合。
- ⑥許容された表現方法以外の表現を用いている場合。
- ⑦虚偽の記載があるものや盗用した疑いがあると認められる場合（契約締結後に事実関係が判明した場合においても同様とする。）

（3）業務の再委託

本業務の包括的な再委託については認めない。個別の業務の再委託については事前に本町と協議を行い、その承認を得ること。

（４）秘密保持義務

本業務を受託しその遂行に従事している者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏洩し、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。

（５）個人情報の保護

個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

（６）情報公開

業務に関して保有する情報の公開については、徳之島町情報公開条例（平成 17 年条例第 2 号）に基づき必要な措置を講じること。

（７）成果の２次的利用

本事業の実施により得られた成果は、本町と事業者が２次的利用の権利を有する。

４ 企画提案書等の作成

以下の項目について、企画提案書等を作成すること（企画提案書の様式等は、日本工業規格 A 4（一部 A 3 版資料折込使用可））。

（１）事業の実施方針（様式第 2 号）

（２）業務の実施体制（様式第 2 号）

（３）見積書（様式第 3 号）

※今回の委託業務に係る経費の内訳（任意様式）も合わせて提出すること。

（４）過去における同様の業務の実績（様式第 4 号）

５ 応募書類の提出方法

（１）提出締切

令和 7 年 7 月 3 日（木）17 時まで（必着）

上記期限までに到達しなかった場合、提出された書類に不備がある場合は、受理しないものとする。

（２）提出書類

ア 参加申請書（様式第 1 号）

イ 企画提案書（様式第 2 号）

文字サイズは 10 ポイント以上とし、10 ページ（用紙 5 枚）以内とする。

ウ 見積書（様式第 3 号）

エ 経費の内訳（任意様式）

オ 過去の業務実績（様式第 4 号）

カ 誓約書（様式第 5 号）

※申請様式第 1 号～第 5 号については、公式ウェブサイトからダウンロードのうえ作成すること。

上記ア～カに加えて、次の書類を添付のうえ提出すること。

▶法人の場合

キ 定款の写し

ク 財務資料の写し（直近の貸借対照表及び損益計算書）

ケ 法人登記に係る履歴全部事項証明書（登記簿謄本）（応募提出時点で最新のもの）

コ 「法人税」「消費税・地方消費税」の納税証明書（応募提出時点で最新のもの）

▶個人の場合

キ 身分証明書

ク 市町村税（市町村・県民税、固定資産税）の納税証明書（応募提出時点で最新のもの）

※ 本町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

（3）提出部数

原本 1 部、写し 8 部をクリップ留めして提出すること（ファイルによる製本は不要）

法人の場合 上記提出書類ア～コ

個人の場合 上記提出書類ア～ク

（4）提出方法

持参または郵送によること。

（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日 8 時 30 分から 17 時までとする。

郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送すること。）

（5）提出先

徳之島町役場 企画課企画開発係

〒891-7192 大島郡徳之島町亀津 7203

電 話：0997-82-1112 FAX：0997-82-1101

メールアドレス：kikaku4@tokunoshima-town.org

（６）提案書等の変更の禁止等

提出締切後、すでに提出された提案書等の内容を変更することはできない。また、提案書等の内容に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

（７）重複提案の禁止

提案は１団体につき１提案とし、同一団体及び個人による複数の提案は認めない。

（８）提出物等の著作権

提案書等の全ての著作権（著作権法第 21 条から 28 条までをいう）は譲渡することとし、受託者は著作人格権を行使しないこととする。

（９）費用の負担

提案に関する費用は、すべて提案者の負担とする。

（10）提案の辞退

提案書等の提出後に提案を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

6 審査方法

本業務に提案書を提出した団体については、応募書類を基に審査会による評価・審議を踏まえ、選定する。なお、提案内容には提案者の機密事項が含まれるため、審査会は非公開にて実施する。

（１）書類審査

審査は下記 7 で示す審査基準に基づく書類審査等にて選定することとし、提出された企画提案書の内容について審査を行う。

（２）審査結果の通知

審査結果については、提案者全員に対し書面で通知するとともに、契約決定者は公式ウェブサイトに掲載する。なお、選定の過程は非公開とし、審査内容や審査経過の問合せ、選定結果の異議申し立て等については受付けない。

7 審査基準

本業務の審査に係る評価項目及び評価基準は次のとおりとする。

審査項目	評価基準
提案の観点	本業務の目的、条件、内容並について理解し、仕様書を踏まえた提案となっているか。
事業の内容	仕様書の目的を達成する上で提案内容が妥当であるか。
提案の実施体制	業務目的を遂行する上で提案者の実施体制は適切な内容になっているか。
提案者の実績	本要領及び仕様書に定める本業務の遂行に資する業務実績があり、その内容から本業務の遂行能力があると認められるか。
提案の費用	見積額が提案限度額の範囲内であり、適切な積算であるか。

最終的に評価点の高い上位2者について、審査委員の審議により受託候補者及び次点順位者を選定する。

なお、参加申込者が2者未満の場合であっても、内容の審査を行い選定の可否を決定する。

8 契約の締結

受託候補者の選定後、本町と候補者との間で業務委託契約を締結する。なお、受託候補者との協議が整わない場合、本町は受託候補者以外の提案者と順次契約に関する協議を行うものとする。

※受託候補者は、企画提案審査の結果、最適な者として選定したものであるが、契約手続きの完了までは本町との契約関係を生じるものではない。

9 契約

(1) 受託候補者選定後、担当が必要と判断した場合は、企画提案の内容について協議を行うことがある。

その場合、協議が整い次第、速やかに委託契約の手続きを行うものとし、契約の際には改めて見積書を提出するものとする。

(2) 選定された受託候補者との契約が成立しなかった場合は、次点順位者と協議を行い、契約相手方を決定する。(プロポーザルへの参加者が1者の場合を除く。)

(3) 受託候補者が、この要領に定める事項に反した場合は、契約を締結しないことがある。

10 公募に関するスケジュール

(1) 全体日程

事業者選定の実施に係る概ねのスケジュールは以下のとおりである。

募集開始	令和7年6月12日(木)
質疑受付締切	令和7年6月24日(火)
質疑回答	令和7年6月27日(金)
募集提案募集締切	令和7年7月3日(木)
プレゼンテーション審査 (オンライン)	令和7年7月上旬
審査結果通知	令和7年7月中旬
委託契約締結	令和7年7月下旬
委託業務履行期限	令和8年3月10日(火)

(2) 本プロポーザルに関する質問の受付と回答(応募資格のある者のみ)

①質問期限 令和7年6月24日(火)12:00まで

②質問方法 電子メールで送信すること。(様式自由)

※提出アドレス kikaku4@tokunoshima-town.org

※件名の先頭に【質問】と記載し送信後、電話により受信確認を行うこと。

③回答方法 令和7年6月27日(金)までに質問者名を伏せたうえで、公式ウェブサイトにて回答する。

11 その他留意事項

(1) 提出された提案書類は全て返却しないととも、提案書の内容等については提案を行った者に無断で使用することはない。

(2) 提出された提案書は本町での審査等において複製を作成する場合がある。

(3) 本プロポーザルは実施事業者の選定を目的に実施するものであり、事業実施内容については本町と十分協議を重ねた上で決定するものである。

(4) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とする。

(6) 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨のみとする。

(7) 徳之島町情報公開条例（平成 17 年条例第 2 号）に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開によりその者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がある。

12 担当部署（問い合わせ先）

徳之島町役場 企画課企画開発係

〒891-7192 大島郡徳之島町亀津 7203

電 話：0997-82-1112 FAX：0997-82-1101

メールアドレス：kikaku4@tokunoshima-town.org

【参考資料 1】謝金の支出基準について

謝金単価について内規等による定めがない場合、下表に定める標準単価により支出することとします。

(単位：円)

標準単価		分野別職位等			
区分	時間単価	大学の職位	大学の職にある者の平均勤続年数	民間	地方公共団体等
1	11,500	大学学長級	17 年以上	会長・ 社長・ 役員級	知事・市町 村長
2	10,200	大学副学長級			
3	9,300	大学学部長級		工場長級	部長級
4	8,700	大学教授級 1			
5	7,900	大学教授級 2	12 年以上	部長級	—
6	7,000	大学准教授級		課長級	課長級
7	6,000	大学講師級	12 年未満	課長代理級	室長級
8	5,700	大学助教・助手級		係長・主任 級	課長補佐級
9	4,700	大学助手級以下 1		係員 1	課員 1
10	3,700	大学助手級以下 2		係員 2	課員 2
11	2,700	大学助手級以下 3		係員 3	課員 3

【出典】謝金の標準支払基準（令和 27 年 3 月 6 日、各府省等申合せ）

【参考資料 2】旅費の取扱いについて

旅費の支給基準について内規等による定めがない場合、以下の規定に従い旅費を算出し、経理処理をしてください。

1 旅費の基本的な考え方

- ・本事業を遂行するうえで必要な用務のための旅費を計上してください。
- ・旅費行程と比較して、用務内容に疑義がある場合は、助成対象外とすることがあります。
- ・旅費を使用する場合は、行程及び用務を明記した報告書を作成してください。報告書の様式は任意とします。
- ・領収書が出ない移動手段の場合（例：勤務先又は自宅から空港までのバス運賃等）は、運賃が分かる資料（WEB ページの写し等）を添付してください。

2 鉄道賃について

- ・グリーン料金（A 寝台もこれに準ずる。）は助成対象外です。

- ・新幹線を利用した場合は、領収書を添付してください。

3 航空運賃について

- ・普通席料金以外のものは助成対象外となります。普通席料金以外の席（ファーストクラス等）を利用した場合は普通席料金のみを助成対象経費とします。
- ・普通席料金の考え方について、奄美群島内への移動及び本町から鹿児島空港への移動は、原則として利用した区間の離島割引運賃とします。
- ・全ての搭乗について、領収書及び搭乗券半券（又は搭乗シート）を添付してください。
- ・株主優待券を購入し割引制度を利用した場合、株主優待券相当額は対象外となります。

4 船舶運賃

- ・奄美群島内及び本町と鹿児島間又は沖縄間の船舶利用については、離島割引制度を適用した2等寝台運賃で計上・積算してください。2等寝台よりも高い運賃設定の船室を利用した場合でも2等寝台運賃のみを助成対象とします。
- ・海上タクシーを利用した場合は、その実費を助成対象額とします。その場合は、領収書を添付してください。

5 宿泊料

- ・宿泊料は下表に基づき定額で計上・積算してください。

都道府県名	甲地域	金額
東京都	特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、国分寺市、国立市、西東京市、狛江市	13,000 円/1 泊
神奈川県	横浜市、横須賀市、川崎市、鎌倉市、逗子市、三浦郡葉山市	
愛知県	名古屋市	
京都府	京都市	
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、和泉市、箕面市、高石市、東大阪市、泉北郡忠岡町	
兵庫県	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市	
山口県	下関市	
福岡県	北九州市、福岡市	
上記以外の地域（県外）		11,000 円/1 泊
上記以外の地域（県内）		8,000 円/1 泊

6 日当

- ・本業務における県内出張の場合は 1,000 円/日、県外出張の場合は 1,500 円/日の計上を認めます。

7 パック商品を利用した場合

- ・航空券と宿泊がセットになっている旅行商品（パック商品等）を購入した場合は、商品購入金額に日当・バス賃等を加えた額が助成対象金額となります。商品内容が分かる資料（最終旅程表等）・領収書を添付し、航空機利用の場合は、搭乗券（又は搭乗レシート）を添付してください。